

集落活動センターの仕組み

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組み。

運営主体

- 地域住民等が主体となって運営する組織（自治組織、NPO団体、商工会、社会福祉協議会等の地域団体、民間企業など）

センターの機能

- 周辺集落の中心地に設置し、住民の心の拠り所になるとともに、中心集落と末端集落の中継地点として、中心集落への人・モノの流れを生む機能
 - ◇ 住民の集いの場、象徴
 - ◇ 地域における住民活動の拠点（事務局的な調整機能を付加）
 - ◇ 市町村の中心部や末端集落との連結点
 - ◇ 交通、福祉、防災等の機能の拠点

運営体制

- 高知ふるさと応援隊 2～3名を想定（地域外人材、地域内人材）
- 地域リーダー
- その他、地域の有志（有償、無償）

高知ふるさと応援隊

仕組みづくりの推進役

集落活動センター

- ① 集落活動サポート
- ⑩ エネルギー資源活用

- ② 生活支援サービス

- ⑨ 特産品づくり・販売

- ③ 安心・安全サポート



- ⑧ 農産物等の生産、販売

- ④ 健康づくり

- ⑦ 交流・定住サポート

- ⑤ 防災活動

- ⑥ 鳥獣被害対策

- ⑪ その他の活動

支援

市町村

県
【支援チーム】

目的

- 中山間地域等の集落の維持、再生
- 将来の担い手となる人材の確保、育成

活動内容

- 共同作業、伝統行事など、集落活動のサポート
 - 地域で課題となっている福祉や生活面でのサービス提供活動
 - 地域でお金が回るための経済的な活動
- ただし、センターの機能や規模はそれぞれの地域（集落）の取り組みによって異なるため、県では、画一的に指定しない。地域からの提案によるオーダーメイドの仕組みづくりを目指す。

センターの要件

- 集落活動センターを運営する組織が存在していること
- 実際に活動に着手していること
- 集落活動センターの設置について地域住民の総意があること
- 将来を含め、市町村の支援体制が整っていること